

入札説明書等に係る第2回質問に対する回答

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
1	入札説明書	入札予定価格	16	V	3					昨今の給食PFI案件では、他のグループに比べて著しく低い価格で応札するグループがあり、落札者として選定される案件が多く見受けられます。 このような場合、貴市では、当該低価格のグループだけでなく、全ての応募グループの入札価格の見積根拠を十分精査いただき、最終判断されるとの理解でよろしいでしょうか。	性能審査と価格審査の両面で精査することにより、より良い給食センターの事業提案を選定したいと考えております。

■落札者決定基準

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
1	落札者決定基準 要求水準書	公社職員の受入れ	11							現公社の職員の受入れについて、 ①事業者は開業準備開始までに本事業の従事者を配置する予定ですが、市側にて事業者が公社の職員を受入れるべき時期や期限の想定がありますでしょうか。 ②職員の受入れに当たって、事業者側の採用案内や採用手続きに関して現公社の協力は得られるのでしょうか。	①原則として、平成26年度1学期の給食が終了する7月下旬以降を想定していますが、公社の合意が得られれば、それ以前の受入れも可能です。 ②必要な協力は行いますので、具体的な実施方法や手続きについては、事業契約締結後に公社と協議を行ってください。

■様式集

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
1	入札書類第二次審査様式集	提出書類一覧表 提案書Ⅲ(維持管理に関する提案書):様式No.D-1								記載項目「維持管理業務体制に関する提案」の中に「市職員等との連携体制や即応性」とありますが、「市職員等との連携体制」とは、貴市が配置される「施設管理担当者」の維持管理業務における連携体制を示すことと理解してよろしいでしょうか。	「施設管理担当者」のみに限定するかは事業者の提案によりますが、維持管理業務における連携体制をご提案ください。
2	入札書類第二次審査様式集	提案書V(運営に関する提案書):様式E-5								代替食調理の実施内容とは、調理作業内容と理解すればよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、ノウハウに関する協力や支援の内容についての積極的な提案を求めます。
3	入札書類第二次審査様式集	提案書V(運営に関する提案書):様式E-7								運営会議とは、要求水準書の61ページ(献立作成支援業務)、65ページ(関係者協議会等)に記載のある会議のみでしょうか。	ご質問の会議を含みますが、その他運営業務を実施するにあたり事業者が必要と考える体制をご提案ください。
4	入札書類第二次審査様式集	提案書VI(事業収支等提案書):様式G-1								「1 収入(単位:千円/年)」とありますが、「一括払い」の対象とならない「サービス購入費B」「サービス購入費E」「サービス購入費F」「サービス購入費G」の欄は、「年」単位での記載が困難です。(サービス購入費Bの場合、「元金償還額」と「支払金利」それぞれの年額は、毎年異なります。サービス購入費Eの場合、平成26年度と平成27年度以降の年額が異なります。サービス購入費Fの場合、年額は毎年異なります。サービス購入料Gの場合、平成25年度と平成26年度の金額が異なります。)このため、「1 収入(単位:千円/年)」の表の「金額」欄は、「年」単位ではなく、下表の「2 維持管理・運営業務に係る支出等(単位:千円)」と同様に「事業期間を通じた合計額」を記載する形に修正していただけないでしょうか。	ご質問のとおり、「事業期間合計額」を記載する旨に修正します。
5	入札書類第二次審査様式集	提案書VI(事業収支等提案書):様式G-1								「1 収入」の表について、「サービス購入費E」は「維持管理業務」と「運営業務」の2つに区分して記載するよう求められていますが、様式G-3-1及び様式G-3-2と整合させるため、「維持管理費相当額」「運営費相当額」「その他費用」の3区分での記載に修正していただけないでしょうか。(現状通り、「維持管理業務」と「運営業務」の2区分で記載する場合、「その他費用」の計上方法についてご教示下さい。)	ご質問のとおり、「維持管理費相当額」「運営費相当額」「その他費用」の3区分で記載する旨に修正します。
6	入札書類第二次審査様式集	提案書VI(事業収支等提案書):様式G-1								「1 収入」の表について、「サービス購入費F」は「維持管理業務」と「運営業務」の2つに区分して記載するよう求められていますが、様式G-3-1及び様式G-3-2と整合させるため、「中学校献立料金相当額」「特別支援学校献立料金相当額」「特別食料金相当額」の3区分での記載に修正していただけないでしょうか。	ご質問のとおり、「中学校献立料金相当額」「特別支援学校献立料金相当額」「特別食料金相当額」の3区分で記載する旨に修正します。
7	入札書類第二次審査様式集	提案書VI(事業収支等提案書):様式G-3-1								「固定料金相当(サービス購入費E)」の「その他費用」欄には、事業契約書(案)54頁に記載されている「その他費用」を計上するものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	入札書類第二次審査様式集	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答 ■様式集No24								補足資料、根拠資料の添付が可能とのことですが、提案書本編に綴じこむことでよろしいでしょうか。提出方法についてご指示ください。	様式集の備考欄等に添付資料を求めている場合(「様式G-2:金融機関等の関心表明又はそれに類する書類の写し」、「様式H-1-1:積算根拠の内訳書」及び「様式H-2:積算根拠の内訳書」)は当該様式の後に添付してください。その他の補足資料、根拠資料等については、提案書とは別冊として、参考資料集として21部提出してください。なお、当該参考資料集のみでしか把握できない提案内容は審査対象とはなりません。

■基本協定書（案）

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
1	基本協定書 (案)	事業契約	2	第6条	第3項	(6) (7)				「使用人」では対象者が著しく広範囲となるため、この使用人は「重要な使用人」との解釈が現実的と考えられますが、いかがでしょうか。	本市においては契約事務等の厳正かつ公正な執行を確保するため、福岡市契約事務規則を規定するとともに、福岡市競争入札参加停止等措置要領等により同規則の運用を行っているところですが、同要領においては、入札参加資格の取り消し基準として、基本協定書(案)第6条第3項第6号及び第7号と同文を定めております。したがって、本契約においても同様の取り扱いを定めるものです。
2	基本協定書 (案)	事業契約	2	第6条	第3項	(7)				2行目の「関係を有している認められるとき。」は、「関係を有していると認められるとき。」の間違いでしょ か。	ご指摘のとおり、修正します。
3	基本協定書 (案)	事業契約	2	第6条	第3項					第1回質問に対し、「前項にかかわらず」を削除しま すとのご回答がございましたが、平成24年6月20日修正 の基本協定書(案)では削除されていないようですので、 当該部分の削除をお願いいたします。	ご指摘を踏まえ、修正します。

■事業契約書（案）

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
1	事業契約書 (案)	給食センター 完工予定日	2	第2 条	(18)					給食センターの「完工日」とは、第43条第4項に基づき 貴市が「完成確認書」を交付した日になるのでしょうか。 それとも、第44条第1項に基づき事業者が「目的物 引渡書」を交付した日（＝引渡し日）になるのでしょうか。 「完工日」の定義について、ご教示下さい。	第2条(13)をご参照ください。
2	事業契約書 (案)	本件完工予定 日の変更等に係 る協議	20	第39 条	第1項					第1回質問に対するご回答で、貴市の責めに帰すべき 事由により完工予定日が変更になった場合について は、当該増加費用(合理的な金融費用を含み、逸失 利益や合理的でないものは除く)を貴市にてご負担い ただけるとのことでしたが、いわゆるブレイクファンディ ングコストには逸失利益は含まれていないという理解 でよろしいでしょうか。	逸失利益について市が負担することはありません。
3	事業契約書 (案)	異物混入・食中 毒等	27	第58 条						事業者が善管注意義務を尽くしていたにもかかわらず 、貴市にて調達いただいた食材に起因して、異物 混入や食中毒等が発生し、第三者に損害を与えた場 合には、事業者は免責となり、貴市にて責任をご負担 いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	第58条4項に規定されているとおり、「事業者 がその責めに帰すべき事由によらないことを 明らかにした場合又は原因究明に最善の努 力を尽くしてもなお責任の所在が明らかに ならない場合でその結果に関し福岡市の承諾 を得た場合」には、事業者は当該給食の喫 食を原因とする損害賠償責任を負いません。
4	事業契約書 (案)	契約解除の場合 における取扱い	35	78	2					契約解除に伴い、本事業の計画自体の見直しを理由 に、出来形部分について市が取得しないケースがある とのことですが、建設期間中における金融機関からの 資金調達を考えた場合、当該事業契約の見直しに係 るリスクまでも負担することになれば、調達コストが割高 となる等影響が大きい(当該見直しに係るリスクは計量 不能かと思われます)為、出来高については市が取得 する立付けとするようご検討願います。	原案のとおりとします。
5	事業契約書 (案)	維持管理・運営 業務開始後の解 除	37	80条	4					「また、選定された事業者に支払うべき事業費の、対 応する業務にかかるサービス購入費と比べての増加 額は、第一文にいう増加費用及び損害と推定する。」 とありますが、増加費用及び損害と推定された増加額 分の妥当性を巡り当初の事業者が反証しようとしても、 新たな事業者選定に際しての事業費の水準は、通常 の調達手続に従えば、あくまでも貴市が主体となって 設定されることから(「予定価格」の算定及び公表)、現 实的には困難といわざるを得ず、不当な増加費用を 請求された場合、対抗する手立てがございません。し たがって、かかる推定を適切かつ公平に行うために は、新事業者との契約金額の詳細内訳が開示される ことが大前提であり、なおかつ旧事業者も交えた綿密 な協議が必要ですが、これらに応じて頂けるお考えが あるのか、ご教唆ください。 なお、関連法令に照らし、本項に云う増加額につい て、旧事業者の負うべき費用と現時点で確定的に判 断できない部分も残るとお考えなのであれば、事業契 約書の条文からは当該文言を削除頂くようご再考願 います。もし、旧事業者が抗弁できない中でも旧事業者 の負うべき費用と判断できるのであれば、その法的根 拠についてお示しください。	第79条3項及び第80条4項の「なお」以降の 第二文及び第三文を削除します。ただし、か かる削除にかかわらず、同各項第一文に従 い、市は合理的と判断される増加費用及び 損害(事業者の選定を行う場合において、選 定に要した合理的費用及び選定された事業 者に支払うべき事業費の増加額を含む。)の 賠償を事業者に請求することができるものと します。
6	事業契約書 (案)	維持管理・運営 期間 開始後の解除	37	第80 条	第4 項					本条項における増加費用及び損害は想定しずらく、一 定の合理性をもって予測することが困難であり、かかる 事態に対する予めの備えを検討することが出来ないた め、事業者側のリスク負担の範囲とすることは、不合理 と考えられます。したがって本条項の「なお……と推 測する」の文章の削除をご再考頂きたくお願い申し上 げます。また万一削除が困難な場合には、増加費用 及び損害が予測が可能となるよう基準をお示し頂きたく 合わせてお願い申し上げます。	回答No.5をご参照ください。

7	事業契約書 (案)	会計監査人	45	第96条	第3項				会計監査人の設置が求められていますが、会計監査人は「再任」の場合であっても、毎年、再任登記にかかる費用が発生します(会計監査人を設置すると、監査報酬に加え、登記費用が事業期間を通じて毎年発生することになります。)。会計監査人の設置目的は、計算書類の正確性や信頼性を確保することにあるから、外部の公認会計士や監査法人の会計監査でも同様の効果は得られるものと考えられます。このため、会計監査人を設置せず、外部の公認会計士や監査法人が監査した計算書類等を貴市に提出する提案を認めていただけないでしょうか。	会計監査人の設置は事業者の提案によることとします。
8	事業契約書 (案)	建設工事保険	49	1	(1)				ここでは『建設工事保険』との記載ですが、同等の保険である組立保険との併用(給食センター本体と配膳室改修の2契約)でもよろしいでしょうか。	同等以上の効力が確保できる場合は、差し支えありません。
9	事業契約書 (案)	建設工事保険	49	1	(1)				保険金額につき、「給食センター及び学校配膳室の建設工事費(消費税及び地方消費税を含む)」とありますが、ここでいう『建設工事費』とは建設工事請負契約金額との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	事業契約書 (案)	建設工事保険	49	1	(1)				保険金額につき、「給食センター及び学校配膳室の建設工事費(消費税及び地方消費税を含む)」とありますが、学校配膳室の建て替え校における解体工事費を控除した金額でよろしいでしょうか。(解体工事費は建設工事保険の対象とならないためです。)	差し支えありません。
11	事業契約書 (案)	別紙1 保険	50	2	(5)	イ			第三者賠償責任保険の「免責金額」は「1事故あたり千円以下」とありますが、保険料の増加による入札コストへの影響等を考慮し、免責金額の設定については、事業者の提案にしていただけないでしょうか。	1事故あたり95万円以下に修正します。
12	事業契約書 (案)	別紙2 サービス購入費の算出方法及びサービス購入費の支払方法	52	1	(2)	イ			事業契約書(案)に関する第1回質問回答No.137に「サービス購入費Aは交付金相当額であり、消費税等は加算しません。」とありますが、サービス購入費Bの元本額、サービス購入費C・D・E・F・Gについては、消費税及び地方消費税が加算されて支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	事業契約書 (案)	別紙2 サービス購入費の算出方法及びサービス購入費の支払方法	54	1	(5)	イ			サービス購入費E(固定料金)は、「年度毎に固定された金額を支払う」とありますが、第2回～第59回の支払金額は、すべて同一金額になるとの理解でよろしいでしょうか。それとも、各年度、異なる金額を提案することも可能なのでしょうか。	すべて同一金額としての提案とします。
14	事業契約書 (案)	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答■事業契約書(案):No. 80	7						「検査に合格した場合においても、契約解除に伴い、本事業の計画自体の見直しが必要になった場合は、取得しない場合も想定され」とありますが、貴市が定めた要求水準に適合し検査に合格した出来形部分の取扱いと、本事業の計画自体の見直しは全く別個の問題であり、計画の見直しを、出来形部分を取得しないことの理由とするのは著しく不合理ですので、当該回答については修正(「また、」以下を削除)頂きますようお願いいたします。	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答■事業契約書(案):No.80)における計画自体の見直しとは、事業者の責めに帰すべき事由により解除されたことに伴う計画自体の見直しを想定しています。契約解除の有無に関わらない本事業の計画自体の見直しについては当該回答には該当しないものと考えています。
15	事業契約書 (案)	入札説明書等に関する第1回質問に対する回答■事業契約書(案):No. 90, 95, 96	9						第79条第3項及び第80条第4項の「なお書き」および「また書き」において規定される増加費用及び損害については、その金額が確定するまで相当の時間を要すると思われます。この点に関し、相殺に至る一連の手続と要する期間についてどのように想定されているのかにつき、ご教示願います。 また、No. 96の質問のうち、前段部分についてのご回答をお願いいたします。	回答No.5をご参照ください。

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	A	①	a		
1	要求水準書	主要給室区域区分	11	II	6	(6)	イ	②		表Ⅱ-4 各室の名称を要求水準書にあわせたいのですが、名称が長すぎる部屋があります。短い名称に変更して頂けませんか？ (例) 食器具・食缶等(コンテナ)回収用プラットホーム、容器・器具・運搬用カート等洗浄室	実際の部屋名称等については、事業者選定後の協議により決定します。
2	要求水準書	昇降機設置	18	II	6	(8)	ウ	②	f	食品運搬用エレベータで食品と一緒に配膳作業員が上がるような運営だと(設置場所にもよりますが)衛生的な施設運営の面で難しい場合があると思われます。小荷物昇降機で食品のみの運搬が合理的ではないかと考えます。前回の回答を踏まえて再度確認させて頂きたいと思います。	事業者の提案によるものとしますが、配膳台(クラスワゴン)を搭載することを最低限想定してください。なお、試食会等における試食数は最大200食とします。 また、「入札説明書等に関する第1回質問に対する回答■要求水準書:No.50及び51」は取り消します。
3	要求水準書	統合型調理実習室兼視聴覚室	26	II	7	(1)	ウ			スペース有効活用のため、統合型調理実習室兼視聴覚室を事業者用食堂として使用することは可能でしょうか。	可能です。見学会等と重ならない様留意しながら、食育研修室と併せて調整してお使いください。

4	要求水準書	統合型調理実習室兼視聴覚室	26	II	7	(1)	ウ			調理実習室の市民への貸出は行われるのでしょうか。その場合、平日夜間や土、日、祝日の利用も想定されますか。	市民への貸出を考えております。また、平日夜間や土、日、祝日の利用も想定する必要があります。なお、その際の施設管理体制については食育研修室の利用時と同様とします。「入札説明書等に関する第1回質問に対する回答■要求水準書:No.99」をご参照ください。
5	要求水準書	学校配膳室改修	36	II	10					校舎内改修工事(配膳室階段撤去・床フラット化)において、確認申請は必要でしょうか。	必要ありません
6	要求水準書	配膳室設置備品	37	II	10	(7)				表Ⅱ-14 配膳室設置備品一覧 配膳盆用収納庫のほかに備品収納庫が必要とありますが重複していませんか。参考資料13-2 改修プランには備品入れが各所1台しかありません。プラン図の備品入れを配膳盆用収納庫と理解してもよろしいでしょうか。	回答No.18をご参照ください。
7	要求水準書	学校配膳室改修業務	36	II	10	(8)				配膳室の解体にあたり、過去、貴市が行ったアスベスト含有調査によって見出し得なかった対象物を不可視部分等において確認した場合、その処理の費用等については、事業契約書第26条第5項第1号の「福岡市の責めに帰すべき増加費用」に該当すると考えますが、いかがでしょうか。	ご質問のとおり不可視部分等において確認された場合は市の負担とします。
8	要求水準書	用語の定義	41	IV	1	(1)				「施設管理担当者」は、「本施設に配置する、市が定めた施設管理担当者」とありますが、「市職員用事務室」に常勤される貴市職員の中から選任されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	要求水準書	施設管理担当者	41	IV	1	(1)				施設管理担当者が担当される業務内容について、ご教示ください。(施設管理の専任者を想定されていますか。それとも、他の業務内容との兼任の想定ですか。)	施設の維持管理業務に関する担当者であり、事業者からの報告・相談を受けたり、指示を行います。また、維持管理だけでなく、他の業務を行う事も考えられます。
10	要求水準書	業務従事者の要件等	53	V	1	(2)	ア	※1		正社員とは、日給社員や11カ月契約等の契約社員は含まれず、「雇用期間の定めがない社員」との解釈でよろしいでしょうか。また、正社員の勤務時間、退職金、ボーナス等の条件はありますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。「要求水準書(案)に関する質問書に対する回答No.157(平成24年2月22日公表)」をご参照ください。後段については、特に想定していません。
11	要求水準書	配送及び回収業務	59	V	5	(1)	オ			牛乳パックリサイクルを実施している学校にあたっては、牛乳パックを回収し、給食センター内の指定場所に格納する。 質疑回答で回収に関して、牛乳パックはリサイクル業者が回収をする。 とご回答を頂いておりますが、回収頻度はどの程度になるでしょうか。また、リサイクルする学校が増えた場合には回収頻度も増えるという認識でよろしいでしょうか。	回収頻度は1週間に1回程度です。 「また」以下についてはご理解のとおりです。
12	要求水準書	配送及び回収業務	59	V	5	(1)	オ			当センターから提供しないご飯は回収しなくてもよいという認識でよろしいでしょうか。 さらに牛乳パックリサイクルを実施している学校数及び1回あたりの回収する量・状態をご教示下さい。	食べ残して食缶に返却した米飯は給食センターへ回収しますが、米飯缶につき残したものは、そのまま炊飯センターへ返却します。また、牛乳パックリサイクルを実施している学校数は2校です。一回あたりの回収量は80リットルビニール袋一枚程度/校、状態はビニール袋内にまとめられた状態です。
13	要求水準書	献立作成支援業務	61	V	10	(1)				ア～エの各種会議は、「毎月1回」開催とありますが、開催日は、全て別になるのでしょうか。(全ての会議が、毎月、別々の日に開催されるとの理解でよろしいでしょうか。)	ご理解のとおりです。
14	要求水準書	二次加工食提供	64	V	12	(2)	イ	④	e	二次加工食とアレルギー対応食が重複する児童・生徒の給食は、アレルギー対象物質を使用しない献立についてもアレルギー対応食専用調理室で調理するのでしょうか。	アレルギー対象物質を使用しない献立については、市と協議の上、二次加工調理室でアレルギー対象物質が混入しない調理手順等が確認できる場合は、二次加工食調理室での調理も可とします。
15	要求水準書	二次加工食提供	64	V	12	(2)	イ	⑤		配食業務とは、センターにおいて運搬用個別容器に入れる業務であり、学校で食器に盛り付けることではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	要求水準書	関係者協議会等	65	V	12	(5)	イ	①		「毎月1回運営業務(維持管理業務及びモニタリング業務を含む。)」に関する関係者協議会を行う」とありますが、この「関係者協議会」とは、事業契約書(案)第9条第1項に記載されている「関係者協議会」とは別のものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、事業契約書(案)第9条第1項に示す「関係者協議会」は、事業全体の協議の場を意図していますが、個別業務の協議会を下組織として位置付けるか等については、事業者の提案を踏まえ、市と事業者と協議の上で決定します。
17	要求水準書	参考資料12-2: 中学校(アレルギー対応食)年間献立例								代替食調理とは、献立内の除去と書かれていない献立が代替食と考えてよろしいでしょうか。 例)平成22年4月13日(火)のオムレツ→鶏肉の照り焼き	ご理解のとおりです。なお、参考資料は例示であり、実際の代替食は異なる事も想定されます。
18	要求水準書	参考資料13								要求水準書の中で配膳室設置備品として設置すべき収納庫(学校配膳盆収納用)に関し、参考資料13のいずれのプラン上にもその表現が見当たりませんので、寸法も含め、ご教示ください。	配膳盆収納庫については、備品収納庫と兼用と考えてください。 その際、設置する収納庫の大きさは、収納庫とコンテナの間に、子どもたちが行き交うための最低限1,200mm以上のスペースが確保できるよう考慮してください。

■その他

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	ア	①	a		
1	6月20日付け入札説明書等に係る質問書に対する回答 ■様式集	様式No F-13 配膳室改修工事概要	4		47					各中学校の配置図・平面図のdxfデータの公表頂ける時期をご教示下さい。	平成24年6月20日に「入札説明書等に関する第1回質問に対する回答について」として公表済です。
2	6月20日付け入札説明書等に係る質問書に対する回答 ■様式集	様式H-1-2	5		55					開業準備業務費の見積書として様式H-1-2を追加されるのですが、追加公表の時期をご教示下さい。	回答No.1をご参照ください。
3	6月20日付け入札説明書等に係る質問書に対する回答 ■要求水準書	追加参考資料	4		45					「参考資料25 給食調理使用済み油の性状について」の追加公表の時期をご教示下さい。	回答No.1をご参照ください。
4	6月20日付け入札説明書等に係る質問書に対する回答 ■要求水準書	追加参考資料	8		116					「参考資料26 中学校及び特別支援学校の学級配膳台仕様」の追加公表の時期をご教示下さい。	回答No.1をご参照ください。
5	6月20日付け入札説明書等に係る質問書に対する回答 ■要求水準書	追加参考資料	13		187					「参考資料12-4 想定献立使用食材料パターン(3日分)」の追加公表の時期をご教示下さい。	回答No.1をご参照ください。